

新規検査等における新たな審査方法について

1. 背景

独立行政法人自動車技術総合機構は、旧自動車検査独立行政法人神奈川事務所において生じた不適切事案に関し、当機構と利害関係のない第三者委員会の中間調査報告書に、新規検査及び予備検査（一時抹消登録を除く。以下「新規検査等」という。）の審査方法の明確化や全国統一的な対応、現車審査時における検査官の負担軽減等の必要性が指摘されております。

また、国土交通省は平成 27 年 6 月に公布された道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 44 号）により改正された道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）において、特定共通構造部の型式指定に係る制度を新設し、本年 6 月には、当該制度の取扱を定めた共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領を定めたところです。

このような課題等に対応するべく、新規検査等の審査方法について適切な運用を図り、确实、かつ、効率的な審査を実施できるよう、審査事務規程の一部を改正し、提出書面等の明確化を行なうこととします。

2. 改正概要

(1) 新規検査等の提出書面の明確化

新規検査等において提出が必要となる書面を、審査事務規程において統一的に定めます。

その際に、同一性の確認及び基準適合性の判断を的確に実施するため、当該自動車について、指定を受けた構造・装置から変更をおこなった部位を把握するために必要な書面の提出を求めることとします。

【新規検査時提出書面一覧】

新規検査等届出書	
添 付 資 料	自動車を特定する書面
	諸元表
	外観図
	重量分布計算等に関する書面
	連結車両総重量及び牽引重量計算書
	最大安定傾斜角度の適合性を証する書面
	最小回転半径の適合性を証する書面
	施行規則第 36 条第 5 項に規定する書面（騒音規制）
	施行規則第 36 条第 6 項に規定する書面（排出ガス規制）
	技術基準等への適合性を証する書面（注 1）

特種自動車の構造要件に関する書面
「道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴い最大積載量等の変更を行う場合の取扱いについて」（平成27年3月31日付け国自技第201号国自整第350号）に基づく、自動車製作者が証明する最大積載量及び許容限度に関する書面
連結検討書（第3号様式とする。）又は諸元表中の「トレーラ及びトラクタの連結可否検討結果一覧表」
改造自動車審査結果通知書
その他書面

（注1）技術基準等への適合性審査については、（2）の取扱いとなる。

（注2）添付資料のうち、基準の適用が除外されているなど特段の必要がない場合には提出を省略することができる。

（2）新規検査等の事前提出書面審査の実施

- ① 指定を受けた自動車等から構造、装置及び性能を変更し又は架装を行ったことにより当該装置等に係る保安基準（技術基準等が定められている部分に限る。）の適合性について書面による審査が必要な自動車については、新規検査等に先立って、受検予定の検査部・事務所において申請者から必要な書面の提出を受け、事前に提出書面審査を実施します。なお、新規検査等は提出書面審査が新規検査等の前日までに終了したものについて実施します。

【事前提出書面審査が必要な技術基準等の例】

保安基準	審査事務規程	技術基準等 (細目告示別添及び協定規則)	
		第22条 座席	7-39 座席
		協定規則第80号	バスの座席及び座席取付装置
第22条の3 座席ベルト等	6-2(15) 7-41 座席ベルト等	協定規則第14号	座席ベルト取付装置
		協定規則第16号	座席ベルト
第22条の4 頭部後傾抑止装置等	7-43 頭部後傾抑止装置	別添34	頭部後傾抑止装置の技術基準

- ② ①に該当する自動車であって、構造・装置が同一である複数台数の自動車について新規検査等の申請を行う場合においては、申請者の負担等を考慮し、代表車両一台を地方検査部に申請し、当該地方検査部が審査した結果をもって、

他の車両の新規検査等の際に事前提出書面審査を省略することが可能となるよう併せて規定します。

(3) 共通構造部型式指定自動車の新規検査等における審査の一部省略

共通構造部（多仕様自動車）型式指定制度の創設に伴い、道路運送車両法第75条の2第1項の規定により共通構造部型式指定を受けた自動車については、新規検査等における検査機器を用いた審査を省略することを可能とします。

3. 今後のスケジュール

改正：平成28年10月末（予定）

施行：平成29年4月1日（予定）

※ただし、共通構造型式指定自動車は、改正日と同日施行とします。